

事後評価調書

I 事業概要					
事業名	交通安全対策事業（歩道設置）				
地区名	一般県道 <small>いちのみやきよすせん</small> 一宮清須線				
事業箇所	<small>いちのみやしにしはぎわら</small> 一宮市西萩原地内				
事業のあらまし	<ul style="list-style-type: none"> ・本路線は、古からの街道・旧美濃路であり、古くから<small>きよすし</small>清須市と<small>いちのみやし</small>一宮市の西端部を結ぶ路線である。 ・当該区間は本路線を通過して一般国道 22 号や 155 号へ流入する通過交通量が多いが、歩道未設置の区間が連続していることから、歩行者にとって危険な状況となっていた。 ・そのため、本事業で歩道を設置することにより、歩行者の安全を確保したものである。 				
事業目標	【達成（主要）目標】 ① 歩行者の安全確保 【副次目標】 -				
事業費	事業費		内訳		
	0.13 億円		■工事費 0.08 億円、■用補費 0.03 億円、■その他 0.02 億円		
事業期間	採択年度	平成 21 年度	着工年度	平成 21 年度	完成年度 平成 24 年度
事業内容	・歩道設置工 L=43.0m、W=3.0m				
II 評価					
① 事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	【達成状況】 ・歩道が設置されたことにより、歩行者と自動車の通行が分離され、安全に通行できるようになり危険な交通環境が改善された。 【達成状況に対する評価】 ・本事業の整備により、歩行者が安全に通行できるようになり、目標は達成された。			
	2) 副次目標の達成状況	【達成状況】 - 【達成状況に対する評価】 -			
III 対応方針					
今後の事後評価の必要性	・事業目標に対して目的を達成しており、今後の事後評価の必要性はない。				
改善措置の必要性	・事業目標に対する効果が十分に発現しており、新たな課題も見られないため、改善措置の必要性はない。				
同種事業に反映すべき事項	・標準的な事業計画、事業プロセス、工法で施工されているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。				